

川島町農業委員会 8月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和3年8月25日(水) 午後1時30分～午後3時10分
- 2 開催場所 川島町役場2階 大会議室
- 3 議長名 利根川 洋治
- 4 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いづみ

3番 神田 利基 5番 高橋 善隆

6番 吉田 利政 8番 松本 智

9番 小高 春雄(欠席) 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟

伊草地区 小峯 勇

三保谷地区 鈴木 健 山崎 清

出丸地区 荻田 芳信

八ツ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫

小見野地区 横川 公久 箕輪 弘

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 報告第1 専決事項の報告について

(2) 報告第2 県許可等の状況について

第5 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定承認の件

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見照会の件

議案第5号 土地改良事業参加資格申出に係る申出の承認について

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 伊原 郷史

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 書記 宇津木 俊介

7 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員9名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言する。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (8番 松本委員、10番 稲毛委員を指名する。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会議規則第8条の規定により、委員の決議で定める。 (会期を1日とすることについて意見を求めたが、意見が出なかったことから1日とする。)
議長	日程第3「諸般の報告について」 (会長から、定例会後1ヶ月間で出席した会議等の報告を行う。8月中に出席会議はないが、新型コロナウイルス感染拡大により8月24日の川島町総合振興計画審議会が書面開催になったことを報告。)
議長	日程第4「報告」 報告第1 専決事項の報告について

報告事項について事務局に朗読・説明を求める。

事務局

農地転用の届出について報告を行う。

農地法第4条第1項8号の規定に基づく届出 1件

議長

報告のあった案件について、意見等がある場合は挙手を求める。
(挙手が無いことから、報告のとおりとする。)

議長

報告第2 県許可等の状況について

報告事項について事務局に朗読・説明を求める。

事務局

許可となった案件について報告を行う。

農地法第5条第1項の規定に基づく許可 3件

議長

報告のあった案件について、意見等がある場合は挙手を求める。
(挙手が無いことから、報告について承認する。)

議長

日程第5「議案」

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件」
について事務局の朗読・説明を求める。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件

2件の申請について、申請地・譲受人の耕作状況・申請理由・担当委員の順で説明を行う。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。
番号1と2について、高橋委員を指名する。

高橋委員

番号1と2の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。

議長

説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。

遠山委員

某社について、すでに中山地内でしいたけのコンテナ栽培を行っているが、今回も当該農地においてコンテナ栽培を行うのか？隣が田んぼであるが、菌が漏れ出たりとかは大丈夫なのか？

事務局

質問の業者は、今回譲り受ける農地において、農作物栽培高度化施設としてハウスを建てる予定。ハウスにおいてシイタケ栽培用の菌床の培養を行う。

密閉される構造のハウスなので、菌が漏れ出るリスクに対しても対策は取れている。

議長

質疑を締切り、次の議案に移る。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件について」、事務局の朗読・説明を求める。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

4件の申請について、申請地・申請人・申請理由・担当委員の順で議案を読み上げ、申請書の計画図を提示して、事業計画を説明する。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。

番号1について、8番 松本委員を指名する。

番号2について、5番 高橋委員を指名する。

番号3について、2番 遠山委員を指名する。

番号4について、3番 神田委員を指名する。

松本委員

番号1の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。

高橋委員

番号2の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。

遠山委員

番号3の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。

番号4の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。

神田委員

説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。

議長

5条の案件4件すべてについてですが、それぞれ売買による所有権移転なのか貸借権の設定なのか確認をしたい。

山崎委員

今後の要望であるが、3条の議案のように、5条の議案についても、申請理由の欄に「所有権移転」や「貸借権設定」等の理由の記載をいただきたい。

事務局

番号1は所有権移転、番号2は使用貸借権の設定、番号3は所有権移転、番号4は所有権移転になる。山崎委員からの要望のとおり、5条についても今後は申請理由の欄に該当する理由の記載を行う。

議長

議案第3号、議案第4号、議案第5号について、関連があるので、一括で事務局の説明を求める。

事務局

議案第3号「農地利用集積計画（案）の決定承認の件」について、説明を行う。令和3年12月1日の利用開始として、178筆126,447.19の面積の利用権設定について説明。

議案第4号「農地利用配分計画（案）に関する意見照会の件」について、説明を行う。令和3年12月1日の利用開始として、利用権設定された農地の配分についての意見照会。

議案第5号「土地改良事業参加資格申出に係る申出の承認」について説明を行う。

議長

説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。

山崎委員

配分計画について、公益財団法人埼玉県農林公社の1,889㎡の農地については、借りる農家が見つからなかった農地ということか？

この農地については、担い手育成塾の塾生が研修にて使用をする農

事務局 地である。農地を自分名義で持った段階で、農業の経営開始と見なされてしまうため、担い手育成塾の塾生は自分名義で農地を持つことはできない。埼玉県農林公社も担い手育成塾の委員となっているため、協力をいただき、埼玉県農林公社の名義で農地の賃借権の設定を行っている。

質疑を締切り、次の議案に移る。

議長 日程第6「その他」について事務局から説明を求める。

日程第6「その他」

事務局 ①令和3年度農地利用最適化活動活性化研修会について
②多面的機能支払交付金の活用について
③農地パトロールの実施について
④川島町農業委員会における研修会の予定について
⑤議案配布の変更について

議長 (上程した案件は、採決を残しすべて議了した報告を行い、一度休会とする。)

議長 (午後3時00分より)

再開の宣言を行い、全ての案件について質問がある場合は挙手を求める。

(挙手が無いことから、質疑を終結して採決に入る。)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」

番号1の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成9人 反対0人

番号2の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件」番号 1 と番号 2 の申請については、全員賛成のため「許可」とすることに決定する。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」番号 1 の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 2 の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 3 の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 4 の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」番号 1、番号 2、番号 3、番号 4 の申請については、全員賛成のため「許可相当」とすることに決定する。

議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定承認の件」について「承認」とすることに異議はございますか。

（異議なし）

異議なしと認め、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定承認の件」については「承認」とすることに決定する。

議案第4号「農用地利用配分計画（案）に関する意見照会の件」については、原案に対し「支障なし」とすることに異議はございますか。
（異議なし）

異議なしと認め、議案第4号「農用地利用配分計画（案）に関する意見照会の件」については「支障なし」とすることに決定する。

議案第5号「土地改良事業参加資格交代申出承認の件」については、原案に対し「承認」とすることに異議はございますか。
（異議なし）

異議なしと認め、議案第5号「土地改良事業参加資格交代申出承認の件」については「承認」とすることに決定する。

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和3年8月の定例会の閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋次

8番

松本委員

松本智

10番

稲毛委員

稲毛茂作